

激変緩和措置実施にあたっての論点詳細

平成29年11月2日
島根県健康推進課

論点1：一定割合の算定方法(医療分・後期分・介護分の合算による一定割合)

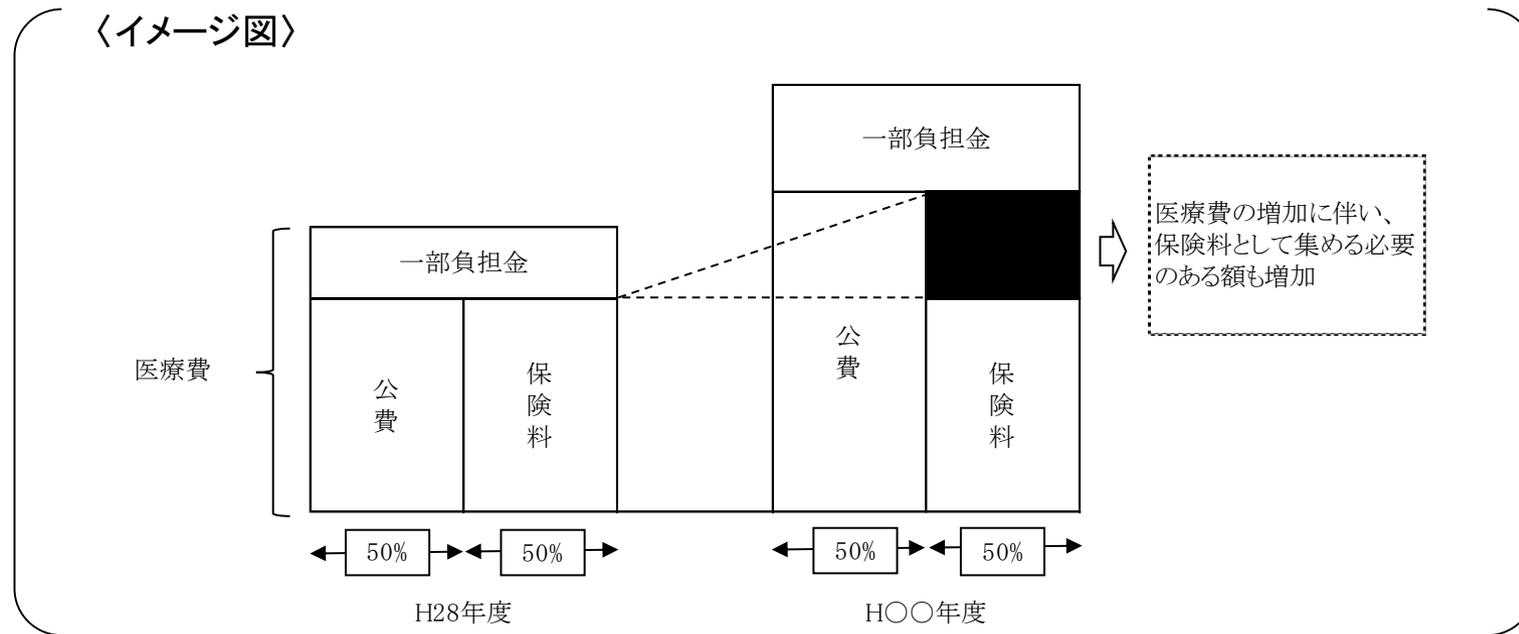
1. 概要

- ・激変緩和措置は、H28年度とH〇〇年度を比較し、一定割合を超えて増加する1人あたり納付金額に対して措置を行う。
- ・このため、一定割合をどのように設定するかを決定する必要がある。

2. 自然増分

(1) 医療分

医療費が増加することに伴い、国民健康保険の制度上、保険料として集めるべき額も増加するため、この増加分が自然増分となる。



(2) 後期分・介護分

- ・国が示す後期高齢者支援金1人あたり負担額(告示額)の増加分、介護納付金1人あたり負担額(告示額)の増加分のうち、公費で補われる部分を除いた額は原則として保険料で補うこととなる。

〈介護分例〉		
H28年度 介護納付金1人あたり負担額	65,000円	}
H〇〇年度 介護納付金1人あたり負担額	67,000円	
		・1人あたり負担額2,000円増加 ・増加分のうち50%(1,000円分)が公費で補われた場合、1,000円分は原則として保険料で補うこととなる。

3. 納付金の仕組みの導入等による増加部分の一部(+ α)

- ・制度改正による保険料増分のうち、H30年度から保険料に転嫁する部分

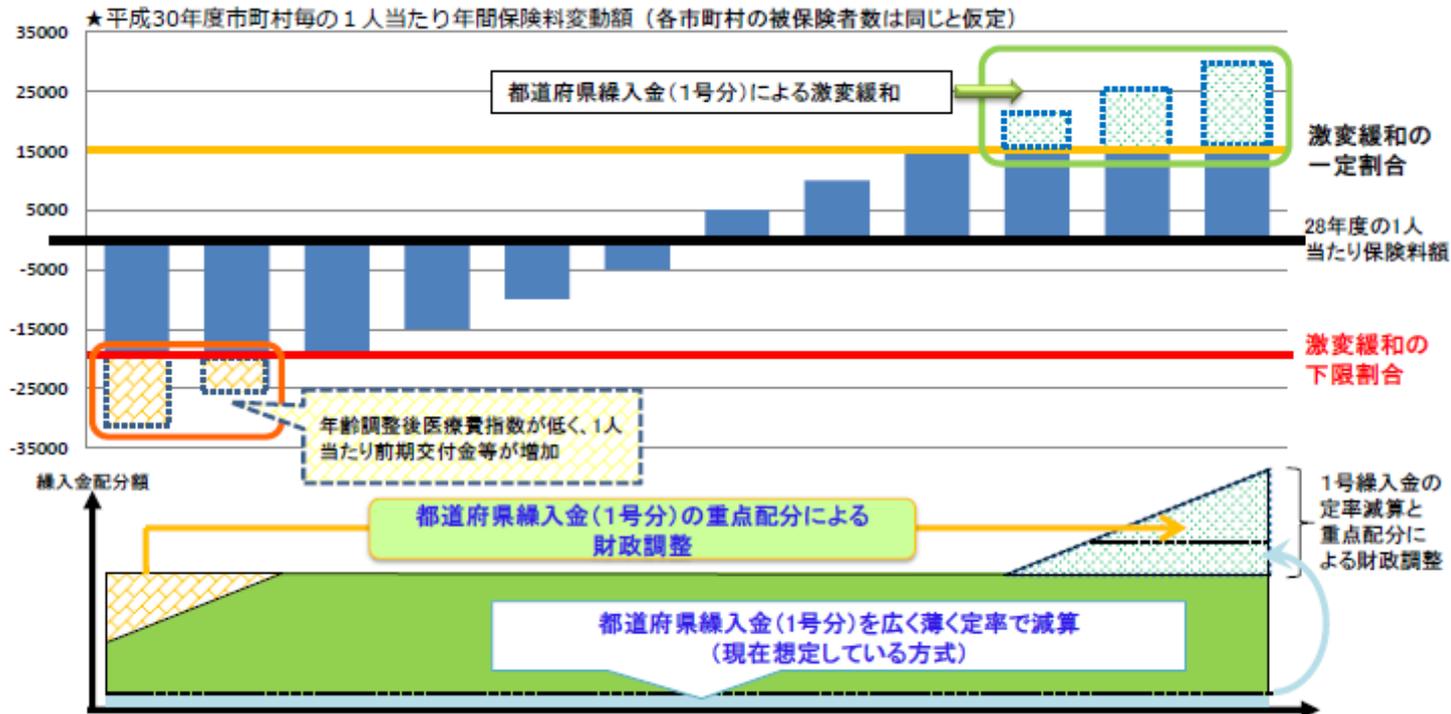
(※納付金の仕組みの導入による保険料上昇分のうち、どの程度を許容範囲(激変緩和対象外)とするか。)

論点2: 下限割合の設定有無

1. 概要

- ・納付金算定において、医療費水準の調整や前期高齢者交付金の都道府県単位化等により保険料負担が減少する市町村が発生するケースもある。
- ・こうした市町村間の格差が大きい都道府県については、医療費適正化のインセンティブを損なわない範囲で、一定の加減割合を定め、それを下回って負担が減少する市町村については、1号繰入金の配分額を薄め、保険料が大幅に増加する市町村に手厚く配分する財政調整機能を持たせることが可能な仕組みとなっている。
- ・このため、下限割合等を設定するかどうか等を決定する必要がある。

〈イメージ図〉



論点3: 激変緩和を行う期間

1. 概要

- ・激変緩和は国保都道府県化に伴う急激な保険料上昇を抑制するために行うものであるため、予め設定した期間内のみ行う制度である。
- ・このため、激変緩和措置を行う期間を予め決定しておく必要がある。
- ・なお、決定された激変緩和措置期間内に一定割合を段階的に増加させることで、超過額(※激変緩和対象額)を段階的に減少させていく。

〈イメージ図〉

○激変緩和措置をH32年度まで実施する場合

- ・丈比べの基点は、平成28年度保険料決算額で固定
- ・毎年度一定割合を定めて、市町村ごとに都道府県繰入金の必要を判断
- ・繰入金の額は段階的に減少

